

家事事件の期日調書等の様式及び記載方法について

平成24年12月10日家一第004532号高等裁判
所長官、家庭裁判所長あて家庭局長、総務
局長通達

改正 令和2年9月2日家二第786号
令和5年1月18日家二第1226号
令和8年2月27日家二第132号

標記の様式及び記載方法について下記のとおり定めましたので、これにより取り扱って
ください。

記

第1 調書の様式

- 1 期日調書、審問調書、証人等調書、調書（成立）、調書（不成立）、書証等目録及び証人等目録の様式は、別紙様式第1から別紙様式第8までのとおりとする。ただし、家事調停官による場合には、別紙様式第2、別紙様式第5及び別紙様式第6の様式中、「裁判官」とあるのを「家事調停官」とし、別紙様式第4の様式中、「裁判長（官）」とあるのを「家事調停官」とする。
- 2 別紙様式第1から別紙様式第6までの様式については、事務の効率的な処理を図るため必要な場合には、記載事項を変更しない限度において、あらかじめ記載された口に認印し、又はレを付する様式、ワードプロセッサによる作成に便宜な様式等これらと異なる様式によることは差し支えない。

第2 各様式の記載方法

各様式の記載方法については、この通達に定めるもののほか、平成16年1月23日付け最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」記第2及び記第3の3から5までの定めを準用する。

1 期日調書の様式（別紙様式第1及び別紙様式第2）

この様式には、期日において行われた手続を記載する。

なお、裁判官の合議体による場合には別紙様式第1（期日調書合議用）を、一人の裁判官による場合には別紙様式第2（期日調書単独用）を使用する。

（1）「場所等」について

ア 裁判所において審判又は調停を行った場合には裁判所名を記載し、裁判所外で審判又は調停を行った場合にはその場所を具体的に記載する。ただし、官公署等において審判又は調停を行った場合で所在地の特定が容易なときは、単に官公署等の名称を記載すれば足りる。

イ 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により手続（証拠調べを除く。（２）及び４の（２）のウにおいて同じ。）を行った場合又は裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって通訳人に通訳させた場合には、「
会議の方法による」の□にレを付し、手続の方法を記載する。

（２）「出頭した当事者等」について

（１）のイの方法により手続を行った場合には、期日に出頭しないでこの方法により手続に関与した当事者及び通訳人の氏名は、この箇所に記載し、その当事者又は通訳人の氏名に続いて括弧書きで通話者の所在する場所の状況の確認により判明した通話先の場所の属性（当事者、その代理人又は通訳人の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。）を記載した上、「通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。」の□にレを付する。

（３）「次回期日」について

この箇所に指定された期日を記載した場合には、「手続の要領等」に期日を指定告知した旨を記載する必要はない。

（４）「手続の要領等」について

ア（ア） 立ち会った参与員、家庭裁判所調査官、医師である裁判所技官及び鑑定人の氏名は、この箇所に記載する。

（イ） 裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により参与員に当該期日における行為を行わせた場合には、その旨及び通話者の所在する場所の状況の確認により判明した通話先の場所の属性（参与員の自宅又は事務所その他の場所の属性をいう。）を参与員の氏名の記載に続いて括弧書きで記載した上、「通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。」旨をこの箇所に記載する。

（ウ） 裁判所及び当事者双方が家庭裁判所調査官又は医師である裁判所技官との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により家庭裁判所調査官又は医師である裁判所技官から意見を聴取した場合の記載は、（イ）に準ずる。

（エ） 裁判所及び当事者双方が鑑定人との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により鑑定人に尋問の求め又は発問をさせた場合の記載は、（イ）に準ずる。

イ 審問が行われ、その結果を審問調書（別紙様式第３）に記載する場合には、この箇所に「〇〇の審問の結果は、別紙審問調書のとおり」（〇〇には、審問された者の肩書及び氏名を記載する。）と記載する。

ウ 証拠関係については、この箇所に「証拠関係別紙のとおり」と記載し、証人等

調書（別紙様式第4）、書証等目録（別紙様式第7）及び証人等目録（別紙様式第8）にその内容を記載する。

エ 記載の末尾には、裁判所書記官が「裁判所書記官」の肩書を付した上で、記名押印する。

2 審問調書の様式（別紙様式第3）

この様式には、事件の関係人の審問の結果を記載する。この場合においては、必ず一体となるべき期日調書を作成する。

3 証人等調書の様式（別紙様式第4）

この様式には、証人、当事者本人若しくは通訳人の尋問又は鑑定人の意見の陳述の結果を記載する。この場合においては、必ず一体となるべき期日調書を作成する。

なお、家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）第32条第2項（同規則第126条第1項において準用する場合を含む。）の規定により証人、当事者本人若しくは鑑定人（以下「証人等」という。）の陳述の記載を省略する許可があった場合又は同規則第33条及び第126条第2項において読み替えて準用する民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合には、この様式の調書を作成する必要はない。

4 調書（成立）の様式（別紙様式第5）

（1）「場所等」について

この様式の「場所等」の記載については、1の（1）の定めに準ずる。

（2）「当事者等及びその出頭状況」について

ア 当事者等の氏名及び出頭又は不出頭の別を記載する。

イ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第270条第1項の規定により合意の成立が擬制され、調停が成立した場合には、例えば、期日に出頭しなかった当事者の表示の後に「（受諾書面提出）」と記載する。

ウ 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法により手続を行った場合又は裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって通訳人に通訳させた場合の記載方法については、1の（2）の定めに準ずる。

（3）「手続の要領等」について

この様式の「手続の要領等」の記載については、1の（4）のアからウまでの定めに準ずる。

5 調書（不成立）の様式（別紙様式第6）

記載方法については、4の定めに準ずる。成立した合意が相当でない場合については、この様式を訂正の上使用して差し支えない。

6 書証等目録の様式（別紙様式第7）

この様式には、書証又は電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（以下「書証等」と総称する。）の申出、成立及び成立の争いについての主張等を記載する。ただし、文書提出命令（電磁的記録提出命令を含む。）又は文書送付の嘱託（電磁的記録送付嘱託を含む。）の申立てによる書証等の申出については、証人等目録に記載する。

(1) 「期日」について

期日において書証等が提出された場合には、期日の回数を記載する。

(2) 「期日等」について

ア 期日において書証等の成立及び成立の争いについての主張等がされた場合には、期日の回数を記載する。

イ 期日以外において書証等の成立及び成立の争いについての主張等が明示的に記載された書面が提出された場合には、「 ． ． 」に当該書面の提出年月日を記載する。

(3) 「成立の争いについての主張」について

「期日等」に記載された期日の後又は「期日等」に記載された年月日以後に行われた期日に書証等の成立及び成立の争いについての主張等がされた場合には、その期日の回数を「第○回期日」と記載した上でその内容を記載し、「期日等」に記載された期日の後又は「期日等」に記載された年月日以後に期日以外において書証等の成立及び成立の争いについての主張等が明示的に記載された書面が提出された場合には、その提出年月日を記載した上でその内容を記載する。

7 証人等目録の様式（別紙様式第8）

この様式には、証拠の申出、採否の裁判等（書証等目録に記載するものを除く。）を記載する。

(1) 「申出」の期日等について

ア 期日において証拠の申出がされた場合の記載方法については、6の(1)の定めに従う。

イ 期日以外において証拠の申出がされた場合には、「 ． ． 」に申出年月日を記載する。

(2) 「調書の作成に関する許可等」について

家事事件手続規則第32条第2項（同規則第126条第1項において準用する場合を含む。）の規定により証人等の陳述又は検証の結果の記載を省略する許可があった場合には、「調書省略」の□にレを付し、同規則第33条及び第126条第2項において読み替えて準用する民事訴訟規則第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ等に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合には、「調書記載に代わる録音テープ等」の□にレを付する。

第3 調書の作成の特例

- 1 家事事件においては、第2の6に定める別紙様式第7（書証等目録）の調書の作成を省略しても支障がないと裁判官又は家事調停官が認めるときは、同調書の作成を省略することができる。
- 2 1の定めにより別紙様式第7（書証等目録）の調書の作成を省略した場合には、証拠関係は、第2の1で定める別紙様式第1（期日調書合議用）又は別紙様式第2（期日調書単独用）の「手続の要領等」に記載する。この場合において、書証等として文書又は電磁的記録を記録した記録媒体が提出されたときは、当該書証等に付された符号及び番号を記載する。

付 記（平24.12.10家一第004532号）

この通達は、平成25年1月1日から実施する。

付 記（令2.9.2家二第786号）

この通達は、令和2年10月1日から実施する。

付 記（令5.1.18家二第1226号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年2月20日）から実施する。

付 記（令8.2.27家二第132号）

1 実施

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日（令和8年5月21日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による調書用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(別紙様式第1)

裁 判 長	
認 印	

(期日調書合議用)

第 回 期 日 調 書	
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所 等	(<input type="checkbox"/> 会議の方法による)
裁判長裁判官 裁 判 官 裁 判 官 裁判所書記官	
出頭した当事者等	(<input type="checkbox"/> 通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)
次 回 期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
手 続 の 要 領 等	

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「手続の要領等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

(別紙様式第2)

裁 判 官	
認 印	

(期日調書単独用)

第 回 期 日 調 書	
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
場 所 等	(<input type="checkbox"/> 会議の方法による)
裁 判 官 家事調停委員 裁判所書記官	
出頭した当事者等	(<input type="checkbox"/> 通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)
次 回 期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
手 続 の 要 領 等	

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「手続の要領等」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

(別紙様式第3)

審 問 調 書 (この調書は、第 回期日調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印
事 件 の 表 示	令和 年 () 第 号	
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	
氏 名		
陳 述 の 要 領		

(注) 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙様式第4)

<input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第 回期日調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印
事件の表示	令和 年 () 第 号	
期 日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	
氏 名		
宣誓その他の状況	<input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input type="checkbox"/> 同席しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て同席した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙様式第5)

		裁 判 官 認 印	
調 書 (成 立)			
事 件 の 表 示	令和	年 (家 イ) 第	号 事件
期 日	令和	年 月 日	午前・午後 時 分
場 所 等	(<input type="checkbox"/> 会議の方法による)		
裁 判 官 家事調停委員 裁判所書記官			
当事者等及び その出頭状況	(<input type="checkbox"/> 通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)		
手 続 の 要 領 等			
下記調停条項のとおり調停が成立した。 裁判所 裁判所書記官 調 停 条 項			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第6)

		裁 判 官	
		認 印	
調 書 (不成立)			
事 件 の 表 示	令和	年 (家 イ) 第	号 事件
期 日	令和	年 月 日	午前・午後 時 分
場 所 等	(<input type="checkbox"/> 会議の方法による)		
裁 判 官 家事調停委員 裁判所書記官			
当 事 者 等 及 び その出頭状況	(<input type="checkbox"/> 通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)		
手 続 の 要 領 等			
裁 判 官	調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認め、調停が成立しないものとして事件を終了させる。 裁判所 裁判所書記官		

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第7)

事件の表示 令和 年()第 号

(書証等目録)

(号証) 書 証 等 目 録 (提出分)						
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日 等	成 立	成立の争いについての主張	
	第 回 期 日		第 回 期 日 ・ ・			
	第 回 期 日		第 回 期 日 ・ ・			
	第 回 期 日		第 回 期 日 ・ ・			
	第 回 期 日		第 回 期 日 ・ ・			
	第 回 期 日		第 回 期 日 ・ ・			

(証人等目録)

証人等目録 (申出分)								
(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)								
申 出		採否の裁判		証拠調べの施行		調書の作成	備 考	
期 日 等	証拠方法の表示等	期 日 等	採否 の別	指 定 期 日		実 施	に関する許 可等	
				年 月 日	時			
第 回 期 日 .		第 回 期 日 .	採 . 否			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 回 期 日 .		第 回 期 日 .	採 . 否			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 回 期 日 .		第 回 期 日 .	採 . 否			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 回 期 日 .		第 回 期 日 .	採 . 否			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	
第 回 期 日 .		第 回 期 日 .	採 . 否			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 調書省略 <input type="checkbox"/> 調書記載 に代わる 録音テー プ等	

(注) 該当する事項の□にレを付する。